

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険料軽減の見直しについて～

■均等割5割・2割軽減の範囲が見直されました

●保険料均等割軽減のうち、5割・2割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直されました。

《平成26年度まで》	軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
	5割	33万円+ (24.5万円×世帯の被保険者数)
	2割	33万円+ (45万円×世帯の被保険者数)



《平成27年度から》	軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
	5割	33万円+ (26万円 ×世帯の被保険者数)
	2割	33万円+ (47万円 ×世帯の被保険者数)

◆保険料の計算方法(平成27年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 51,472円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成26年中の所得-33万円)×10.52%	=	1年間の保険料 (100円未満切り捨て) 【限度額57万円】
------------------------------------	---	---	---	---

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

平成27年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします

■問い合わせ先

・北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
 ・住民生活課 国民健康保険係(窓口4番) ・熊石総合支所 住民サービス課



『巡回児童相談』を開催します



言葉の遅れや行動が気になるなど子育ての悩み等がある児童・保護者の手助けのため、専門の相談員、判定員が相談にあたります。非行・不登校の相談、療育手帳の更新・申請についての相談にも応じていますので、申し込みの上、お気軽にご相談ください。

【日時】7月6日(月)～7日(火)

【場所】シルバープラザ

【実施機関】函館児童相談所

【申込期日】5月29日(金)

【申し込み先】

- ・役場住民生活課児童係
- ・子ども発達支援センター (☎0137-63-4622)
- ・子育て支援センター (☎0137-62-2573)
- ・シルバープラザ健康推進係 (☎0137-64-2111)

